平成２４年（フ）第８９号
茨城県土浦市神立中央２丁目５番15号　神立ハイツＢ―103
債務者　木村　陽子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第９４号
茨城県土浦市おおつ野６丁目１番８号　メゾン大島Ｃ棟202
債務者　荒井美恵子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２２号
千葉県長生郡白子町剃金384番地17
債務者　鵜澤　貞子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
千葉県木更津市清見台２丁目10番12号
債務者　岩崎　秀明
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第５６号
金沢市西金沢４丁目213番地　西金ロイヤルハイツ206号、従前の住所石川県白山市笠間町240番地16
債務者　喜世志興業こと　俵口喜世志
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１３５号
石川県野々市市御経塚１丁目407番地　ハイム北103号室
債務者　小家　　梢（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１４０号
金沢市弥生２丁目２番25号　ダイアパレス弥生703号室、従前の住所金沢市泉野出町３丁目１番13号
債務者　ユナイテッドヘアこと　山本　　潔
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１３７号
山梨県笛吹市石和町山崎111番地　ジェトロハイツ102
債務者　佐野　慶子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
山梨県甲斐市島上条489番地７
債務者　仁科ゆかり
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６６５号
岐阜市本荘西２丁目16番地　笠井ビル202号室
債務者　大橋　純子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１２８号
岐阜市細畑６丁目２番10―702号　フレスト岐阜
債務者　田中　恵里
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１９号
岐阜県可児市今渡879番地15
債務者　鈴木美智代
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第４１号
岐阜県加茂郡川辺町中川辺837番地４
債務者　齋藤　朋香
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第４３号
岐阜県高山市神明町３丁目27番地１　シャンツェⅠｎ城山弐番館105、住民票上の住所岐阜県高山市朝日町上ケ見121番地
債務者　山下　正義
法定代理人成年後見人　住　壽美子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第７０５号
愛知県海部郡大治町大字花常字人見28番地ハミング22　402号
債務者　浅見　和美
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７９０号
名古屋市中区千代田２丁目６番４号　千代田朝日マンション４Ｂ号
債務者　吉田　祐二
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７号
大津市下阪本６丁目33番７号　フレッチェⅡ305
債務者　多和田俊浩
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大津地方裁判所民事部